

経営者が最低限知っておきたい！

寄附金課税の税務

はじめに

税務調査でよくトラブルになる項目の一つに、寄附金があります。寄附金と言えば、一般的には災害に対する支援などを意味しますので、社会にとって良いこととされます。しかし、会社が支出する寄附金を無制限に経費として認めてしまうと、安易な節税になるという考え方から、法人税においては経費とされる寄附金の金額に限度額が設けられるなど、さまざまな制限が設けられています。結果、寄附金については、国税とトラブルになることが非常に多いのです。

とりわけ、寄附金は低廉譲渡について大きな問題になります。低廉譲渡とは、時価よりも低い金額で売買を行うようなことを意味しますが、低廉譲渡があった場合には、原則として時価と取引金額の差額が寄附金になるとされています。このため、税務調査では低廉譲渡に該当しないか、取引金額についてチェックされます。

中でも、経営者が自由に取引金額を決められるグループ会社間の取引に対しては、低廉譲渡について厳しいチェックがなされます。取引金額が時価と同額であるか、その判断は非常に難しいですが、グループ会社との取引金額は税務調査で確実にチェックされますので、国税に反論できるよう、あらかじめ寄附金のルールを理解し、必要な資料を揃えておく必要があります。

本テキストは、税務調査で大きな問題となる寄附金について、最低限必要な知識をまとめたものです。寄附金課税は複雑でグレーな部分が多いですが、最低限の知識は本テキストで十分に学べますので、本テキストを読んでいただくとともに、税理士などの専門家とも相談しながら、国税から特に狙われるグループ会社との取引などについて、見直してみてください。

本テキストが、皆様のビジネスにとってわずかなりともお役に立つのであれば、これに勝る喜びはありません。

目次

- I 寄附金課税の基礎知識
- II その他の留意点

<注意点>

本小冊子は、平成 27 年 10 月 1 日現在の法令等に基づいて作成されております。今後の税制改正等により、本小冊子の内容等の全部または一部につき、変更があり得ますので、ご注意ください。

I 寄附金課税の基礎知識

【Q1】

＜寄附金課税の全体像＞

法人税の税務調査では寄附金課税が問題になるということですが、なぜ問題になるのでしょうか？

【A1】

＜経費の制限と低廉譲渡の問題＞

税務上の寄附金は、見返りのない費用を意味するとされています。見返りがないため、経費と言い難い面があることから、寄附金については経費とされる金額が制限されます。
その他、時価で取引をしていなければ、寄附金課税の対象となる低廉譲渡の問題が生じる場合もあります。

【解説】

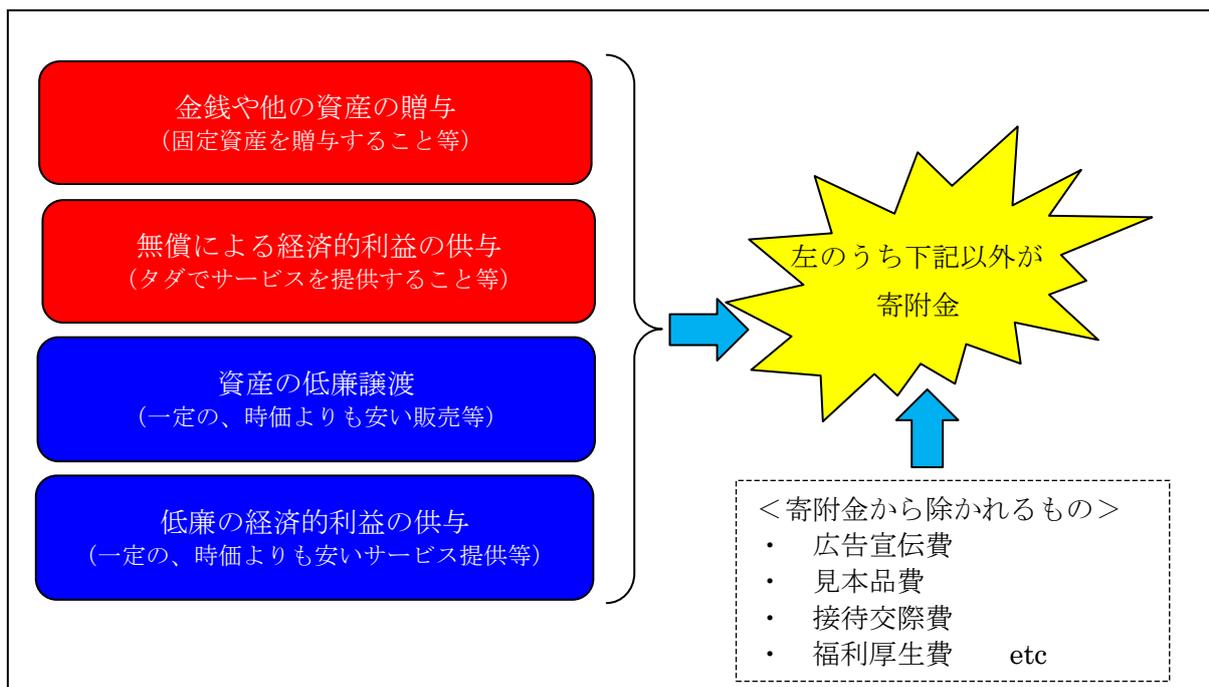
社会貢献活動を目的に、会社は国や地方公共団体などに寄附を行うこともありますが、法人税においては、会社が支出した寄附金について、無制限に経費にはならず、経費とされる金額に制限が設けられています。

法人税において、寄附金は対価性のない費用と言われます。寄附金を支出しても、確実な見返りが期待できないことから、このように言われますが、確実な見返りが期待できない以上、経費とされる金額を制限するというのが寄附金課税の考え方です。

ところで、法律上、寄附金とは以下の（図1）のような費用を意味するとされています。一般的に、寄附金と言えば赤い羽根募金などをイメージすると思いますが、法人税の寄附金は範囲が広く、固定資産をタダで贈与したり、タダでサービスを提供したりした場合にも、寄附金に該当するとされています。

とりわけ注意したいのが、「低廉譲渡」と言われるものです。これは、時価よりも低い取引金額で資産を売買したり、サービスを提供したりすることをいいます。このような場合にも、その時価と取引金額の差額について、寄附金課税が行われることがあります。税務上、取引は時価で行う必要があると言われますが、その理由はこの低廉譲渡から来ています。低廉譲渡について、詳細は（Q3）をご参照下さい。

（図1）法人税の寄附金の範囲



【Q 2】

< 経費とならない寄付金の額 >

寄付金は経費とされる金額が制限されるということですが、具体的にはどのような取扱いになっているのでしょうか。

【A 2】

< 3種類に区分してそれぞれ計算 >

経費とされる寄付金の限度額は、寄付金を指定寄付金等、特定公益増進法人に対する寄付金、一般の寄付金の3つの種類に区分し、その区分に応じて計算されます。

【解説】

税務上、寄付金は経費とされる金額が制限されますが、経費とされる金額の限度額は、以下の(図2)の通り寄付金を指定寄付金等、特定公益増進法人に対する寄付金、一般の寄付金の3つに区分した上で、それぞれの区分に応じて計算されます。

(図2) 税務上の寄付金の種類

種類	具体例
指定寄付金等	国や地方公共団体に対する寄付金、日本赤十字社に対する寄付金で財務大臣の承認を受けたもの、その他財務大臣が指定した所定の寄付金 etc
特定公益増進法人に対する寄付金	日本赤十字社に対する寄付金で経常経費に充てられるもの、社会福祉法人に対する寄付金、公益社団法人などに対する寄付金 etc
一般の寄付金	政治団体や政党に対する寄付金、宗教法人や神社などに対する寄付金、

	町内会などに対する寄附金	etc
--	--------------	-----

参考までですが、経費とされる金額は、以下の（図3）の通り計算されます。

（図3）寄附金の損金算入限度額

種類	経費とされる金額
指定寄附金等	全額
特定公益増進法人に対する寄附金（※3）	（特定公益増進法人の資本基準額（※1）＋特定公益増進法人の所得基準額（※2））×1／2
一般の寄附金	（資本基準額（※4）＋所得基準額（※5））×1／4

（※1）資本金等の額×当期の事業年度の月数/12×3.75/1000

（※2）所得の金額×6.25/100

（※3）経費にならない金額は、一般の寄附金として取り扱われます。

（※4）資本金等の額×当期の事業年度の月数/12×2.5/1000

（※5）所得の金額×2.5/100

指定寄附金等など、公益的な寄附金については、社会にとって必要なものですので、経費とされる金額が大きく計算されることになっています。寄附をする法人のホームページを見ますと、指定寄附金等や特定公益増進法人に対する寄附金等に該当する場合には、原則としてその旨が書かれています。このため、寄附金の支出をする場合には、あらかじめ確認して下さい。

【Q3】

＜低廉譲渡＞

寄附金課税については、低廉譲渡が問題になるということですが、低廉譲渡とは具体的にはどのようなものなのでしょうか。

【A3】

＜時価よりも低い金額の取引で、実質的に贈与と見られるもの＞

低廉譲渡とは、時価よりも低い金額で資産を譲渡することなどをいいます。低廉譲渡に該当する場合、原則として時価と取引金額との差額について、寄附金課税が行われます。

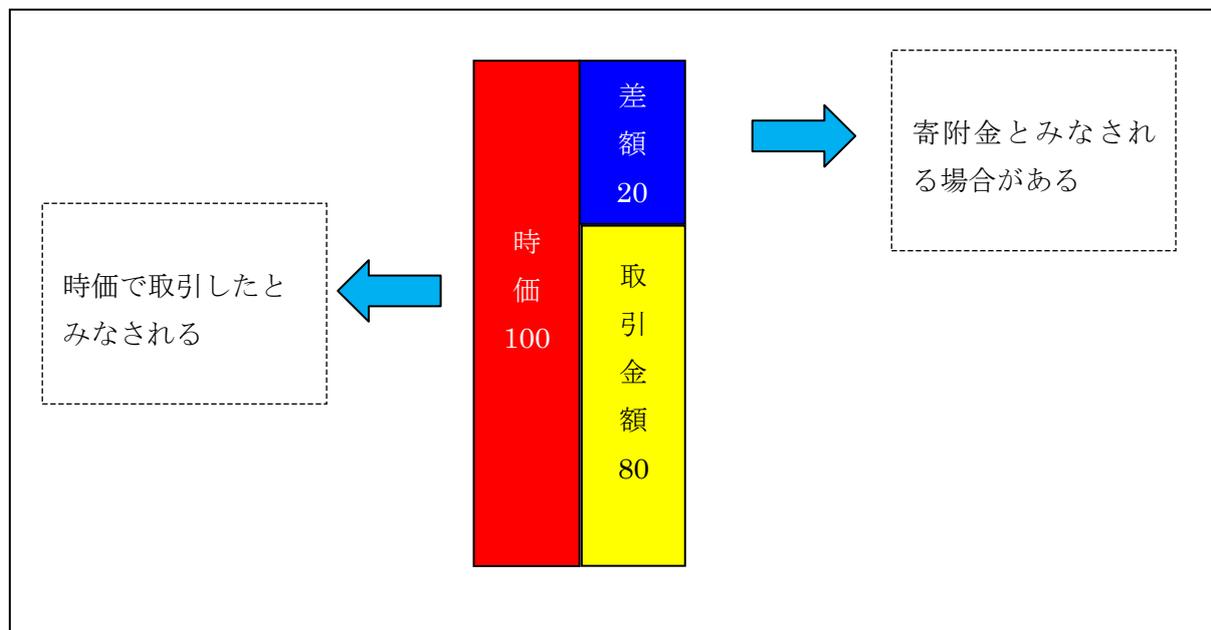
ただし、合理性があつて時価よりも低い金額で取引するような場合には、実質的に贈与したと見られませので、寄附金課税はありません。

【解説】

税務上、低廉譲渡とは、時価に満たない金額で資産を譲渡することなどをいいます。例えば、本来は100円で売れるものを、80円で売った場合には、低廉譲渡に該当します。低廉譲渡を行った場合、時価と取引金額の差額について、寄附金課税される場合があります。

先の例でいえば、実際の取引金額である 80 円ではなく、時価である 100 円で取引をしたとみなされた上で、その差額の 20 円について、寄附金課税がなされることがあります（図 4 参照）。寄附金課税されると、経費とされる金額が制限されますので、法人税が追徴課税されることがあります。

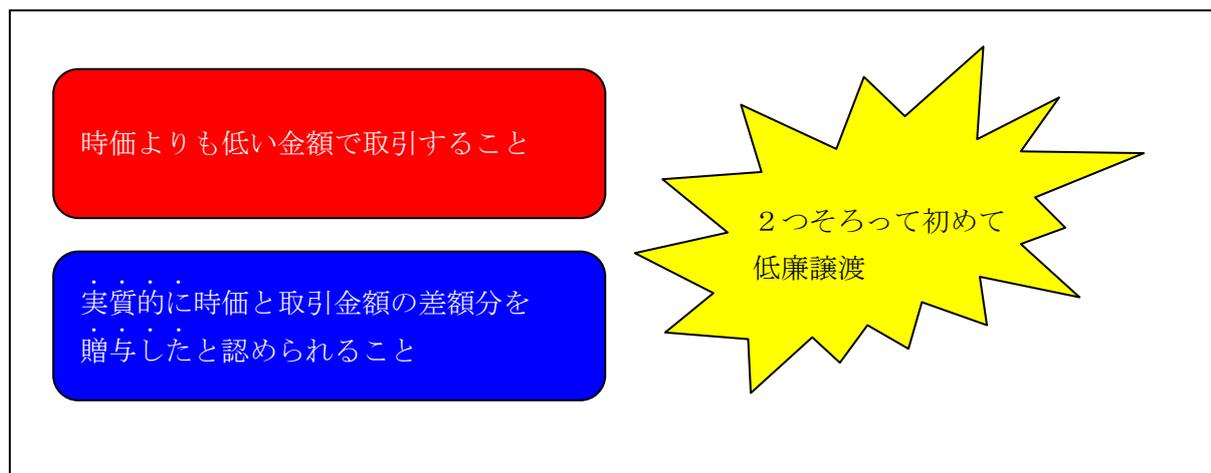
（図 4） 低廉譲渡の課税関係



ところで、他人との取引であれば、一般的には時価で取引をしますので、低廉譲渡はあまり問題になりません。しかし、取引金額を自由に決められるグループ会社間の取引であれば、取引金額が時価と言えるのか、税務調査では厳しくチェックされます。このため、グループ会社との取引がある場合には、税理士などの専門家に相談の上、低廉譲渡の問題がないか、チェックしてもらう必要があります。

なお、時価に満たない金額で取引をしても、それだけで低廉譲渡の問題が生じ、時価と取引金額との差額を寄附金と見られることはありません。低廉譲渡について寄附金課税される場合には、以下の（図 5）の 2 つの要件が必要になります。

（図 5） 寄附金課税される低廉譲渡の要件



取引先に早く契約をしてもらうため、多少ディスカウントして商品を売る、ということは多くあります。このような値引きは合理性があるものですから、お金を贈与したわけではありません。このように、合理的な理由があって時価よりも低い金額で取引した場合には、実質的に時価との差額分を贈与したと見ることはできませんので、寄附金課税の対象にはなりません。

時価よりも低い金額で取引するという要件は別にして、実質的に贈与したという要件については、税務署の調査官でも忘れることが多いです。このため、合理的な理由があって時価よりも低い金額で取引する場合には、その理由について調査官に説明できるよう、資料を用意しておく必要があります。

【Q4】

＜時価の意義＞

グループ会社に土地を譲渡しますので、低廉譲渡にならないよう時価で取引をしたいと思いますが、時価はどのように計算すればいいのでしょうか？

【A4】

＜明確な基準はなく、ケースバイケースで判断する＞

時価について明確な基準はなく、ケースバイケースで判断せざるを得ません。取引金額をどのようにして決めたかなど、記録を残しておくことが大切になります。

【解説】

税務上は低廉譲渡の問題がありますので、取引は時価で行う必要があるとされています。しかし、時価とは通常取引される金額を意味するとされており、確実な基準はありません。このため、時価はケースバイケースで判断せざるを得ません。

あくまでも参考ですが、資産の譲渡に関しては、以下の（図6）のような金額を時価として見ることが実務上は多いです。

(図6) 資産の譲渡における時価の一例

資産の種類	想定される時価
土地	・ 近隣の売買事例を基に計算した金額 ・ 公示価格や相続税評価額を基に計算した金額 ・ 不動産鑑定士等の鑑定評価額
建物	・ 相続税評価額や固定資産税評価額を基に計算した金額 ・ 取引時点の帳簿価額 ・ 不動産鑑定士等の鑑定評価額
機械などの減価償却資産	・ 取引時点の帳簿価額
有価証券（上場）	・ 証券取引所の市場価格
有価証券（非上場）	・ 純資産価額を基に計算した金額 ・ 相続税評価額を基に計算した金額

ただし、これらはいくまでも例示ですので、これらの金額を時価としても、税務署から問題視されることがありますし、これらの金額以外の金額でも、時価として問題がないと判断されることもあります。

このように、時価については確実なことは言い難いですが、例えば不動産を売るのであれば、近隣の不動産業者に相場を聞いて記録を残すなど、取引金額を決めた経緯について資料を残しておく必要があります。

【Q5】

＜交際費と寄附金の違い＞

取引先に不幸があったため、香典を1万円ほど支給しました。これは交際費で問題ないでしょうか。資産の贈与は寄附金になるということですので、確認させてください。

【A5】

＜取引先に対するものは原則交際費＞

取引先に支出する香典などの費用は、ビジネスに必要なものですので、原則として寄附金にはならず、交際費となります。

【解説】

実務上、寄附金と交際費の区分がよく問題になります。

法人税で問題になる交際費は、「交際費、接待費、機密費その他の費用で、法人が、その得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する

行為のために支出するものをいう」とされています。贈与とよく似た、贈答が交際費に含まれますので、資産の贈与として寄附金になるか、贈答として交際費になるか、実務上問題になります。

両者の区分ですが、原則として、支出先がビジネスに直接関係がある者か否かで判断すれば足ります。このため、事業に直接関係があるとは言い難い、社会事業団体、政治団体に対する拠出金、神社の祭礼等の寄贈金などは原則として交際費にはならず、寄附金に該当します。

一方で、取引先に対する香典は、ビジネスに直接関係のある者に対するものですから、原則として交際費になります。

【Q6】

＜個人が負担すべき寄附金＞

社長の母校から寄附を求められましたので、会社から寄附金を支出し、法人の経費として寄附金の計算も行いました。

しかし、今回行われた税務調査で、「この寄附金は社長個人が負担すべきものなので、役員賞与に該当し、全額経費になりません」と言われました。

税務署の指導は正しいのでしょうか？

【A6】

＜役員賞与として課税される場合がある＞

社長個人が負担すべき寄附金を法人で支払ったのであれば、社長個人に法人が役員賞与を支払い、社長が個人で寄附をしたとされ、法人の経費にはなりません。

社長個人が負担すべきものかどうか、判断が難しいですが、寄附をした経緯などに照らして判断する必要があります。

【解説】

社長の個人的な関係から、社長の母校などに会社で寄附を行うことがあります。会社が負担すべき寄附金であれば問題はありますが、会社に直接関係がなく、社長が個人で負担すべきものと判断される場合があります。

仮に、個人が負担すべき寄附金であれば、法人は寄附をする必要はありませんので、法人が社長個人に役員賞与を支払い、社長がその役員賞与をもとに個人で寄附をしたと判断されることになります。こうなると、寄附金の支出額は社長への役員賞与として法人税の経費にならず、かつ役員賞与に対する源泉所得税も追加で納めなければなりません。

寄附金は見返りがない費用ですので、個人が負担すべきものかどうか、判断に迷うことが非常に多いです。確実なことは言い難いですが、寄附をした経緯が社長や役員の個人的な関係に基づくものであれば、役員賞与とされるリスクがあるため注意する必要があります。

Ⅱ その他の留意点

【Q7】

＜貸倒損失と寄附金＞

子会社が債務超過に陥ったため、子会社に対する貸付金1億円につき債権放棄をしました。債権放棄をしたので、当期の決算において、貸倒損失として全額経費として落とそうと思っています。

しかし、当社の顧問税理士からこの債権放棄は子会社に対する寄附金に該当し、その貸倒損失は税務署から否認される可能性が大きいと聞きました。

子会社に対する債権放棄が、寄附金とされないためのポイントについて、教えてください。

【A7】

＜債権放棄せざるを得ない合理的理由の有無＞

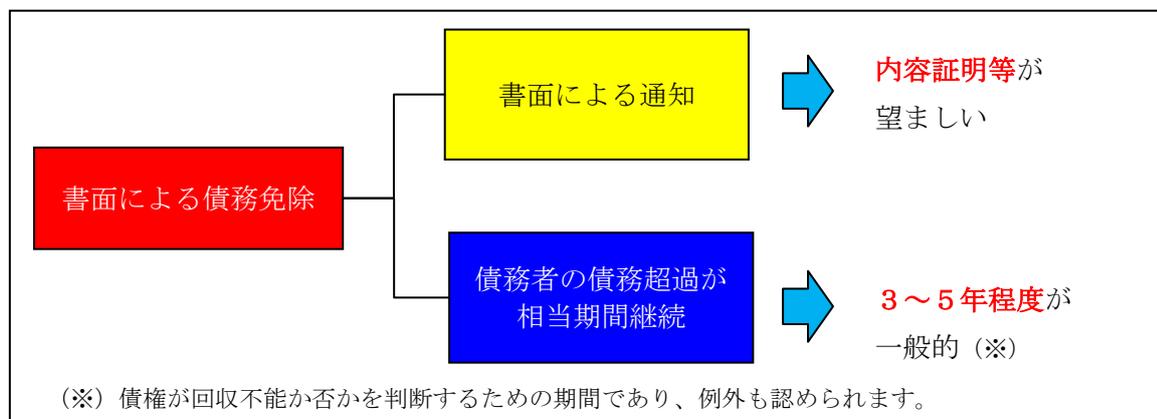
子会社などの事業関係者に対する債権放棄については、親会社などの安易な節税につながりやすいこともあり、税務署はかなり厳しいチェックを行っています。放棄した債権について、回収可能性があるかと判断されれば、原則としては子会社に対する利益供与として、寄附金に該当します。

債権放棄を行わざるを得なかった、という相当の理由を用意する必要があります。

【解説】

法人税は貸倒損失の要件が厳しいため、貸倒損失を計上できるかどうか、実務ではよく問題になります。実務上は、貸倒損失が認められる、以下の（図7）の書面による債権放棄等を行った上で、貸倒損失を計上することが多いと言われます。

（図7）書面による債権放棄等の要件

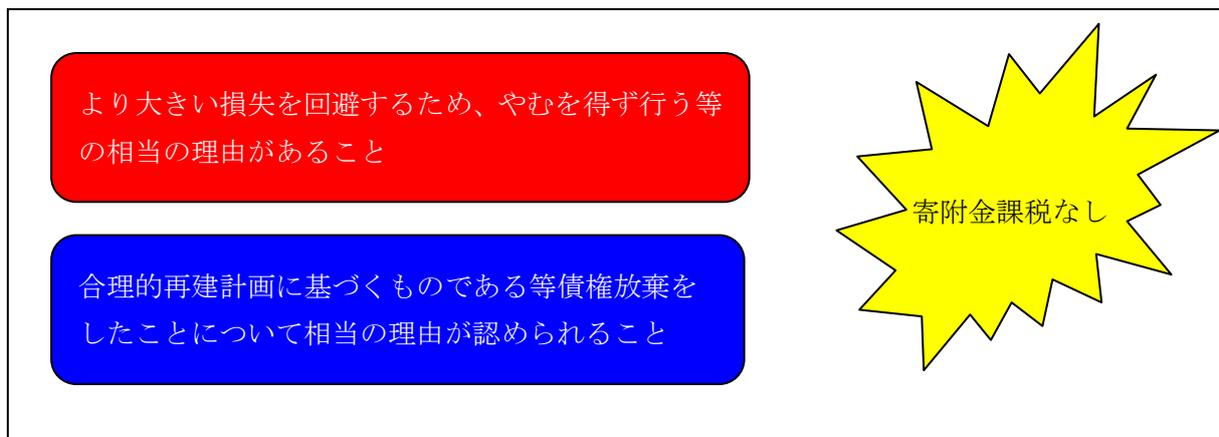


原則として、グループ会社に対する債権についても、この書面による債権放棄を行った上で、

貸倒損失を計上できます。しかし、グループ会社に対する債権の貸倒れは、親会社などの安易な節税につながる可能性があるため、厳しいチェックが税務署から行われることが通例です。仮に、債権放棄をした債権について回収可能性がある、と判断されれば、原則としてそのグループ会社に対して無償による利益供与を行ったとして、寄附金課税がなされます。

子会社などのグループ会社に対する債権放棄が寄附金に該当するかどうか、その判断は非常に難しいですが、業績不振のグループ会社に対する金銭債権については、(図8)の要件を満たす場合、寄附金には該当せず、貸倒損失とできる、という取扱いが設けられています。

(図8) 子会社等に対する債権放棄等が寄附金とされない要件



債務超過に陥った子会社を救済することは、親会社の責務でもありますので、上記の要件を満たすような合理的な債権放棄については、寄附金課税はされません。相当の理由があると認められるかどうかの判断が難しいですが、実務上は(図9)のようなポイントから判断することが多いと言われます。

(図9) 相当の理由の判断項目の一例

- ① 経営危機に陥っているか(倒産の危機にあるか)。
倒産の危機に至らないまでも経営成績が悪いなど、放置した場合には今後より大きな損失を蒙ることが明らかであるか。
- ② 債権放棄等を行う、相当な理由があるか。
- ③ 債権放棄等する金額は合理的であるか。 etc...

相当の理由があるため債権放棄等をせざるを得なかった、この証明ができるかがポイントになりますので、子会社などに対して債権放棄を行う場合には、事業関係者の財務資料や今後の経営予測などの検討資料を整理しておく必要があります。

【Q8】

＜グループ会社間の寄附＞

顧問税理士から、グループ会社間の寄附金の取扱いが改正されたため、グループ会社間でお金を動かしやすくなったと聞きましたが、具体的にはどのような取り扱いとなっているのでしょうか。

【A8】

＜所定の 100%法人間は無税となる＞

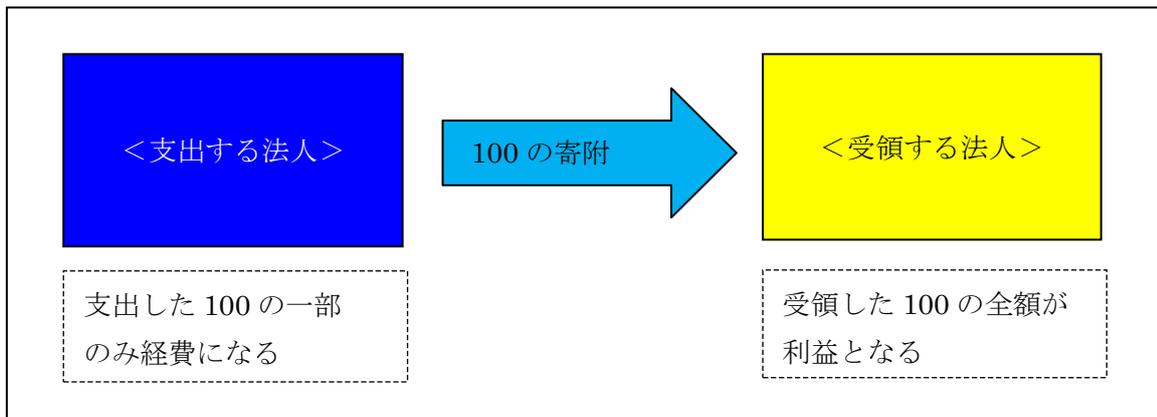
法人間で寄附を行えば、原則として支出する法人では寄附金の一部しか経費にならず、受領する法人では寄附金の全額が利益になりますので、グループ会社間で資金を融通することは難しいとされています。

ただし、所定の要件を満たす 100%法人間の寄附については、支出する法人ではその全額が経費にならないものの、受領する法人でもその全額が利益になりませんので、法人税の負担がなくなります。

【解説】

法人が別の法人に寄附をする場合、原則として、寄附金を支出する法人については一部しか経費にならず、受領する法人については全額が利益として課税されます（図 10 参照）。このため、寄附金課税の対象になる、グループ会社間で資金を融通することは難しいとされています。

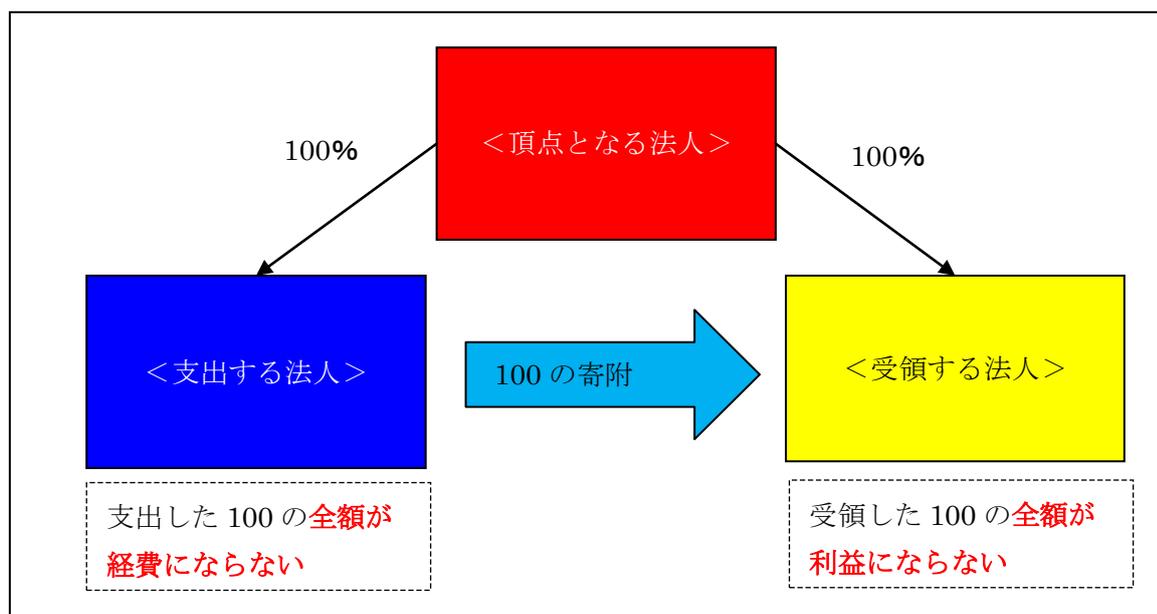
（図 10）法人間の寄附金の課税関係



ただし、持株会社などの法人を頂点とする、100%のグループ会社間の寄附金については、以下の（図 11）のような取扱いとなります。すなわち、寄附金を支出する法人ではその全額が経費になりませんが、受領する法人でもその全額が利益になりませんので、結果として法人税の負担なく他のグループ会社に資金を融通することができます。

なお、この制度については、複雑な部分が多くありますので、税理士などの専門家ともよく相談の上、慎重に検討してください。

(図 11) 法人を頂点とする 100%グループ法人間の寄附金の課税関係



【Q 9】

<出向と寄附金課税>

当社は取引先のA社からの依頼により、A社の従業員Bを出向により受け入れています。従業員Bに対する給与は出向元であるA社が負担し、出向先である当社はA社に給与負担金を支払っています。

この出向について、顧問税理士から、給与負担金の金額によっては寄附金課税される可能性があると言われましたが、具体的な取扱いを教えてください。

【A 9】

<給与負担金の金額等を検討する必要がある>

税務上、出向者の給与は、出向者が実際に働くことになる出向先法人で負担すべきという考え方があります。このため、出向先法人の給与負担金の金額などによっては、出向元法人にお金を贈与したとして、寄附金課税がなされる場合があります。

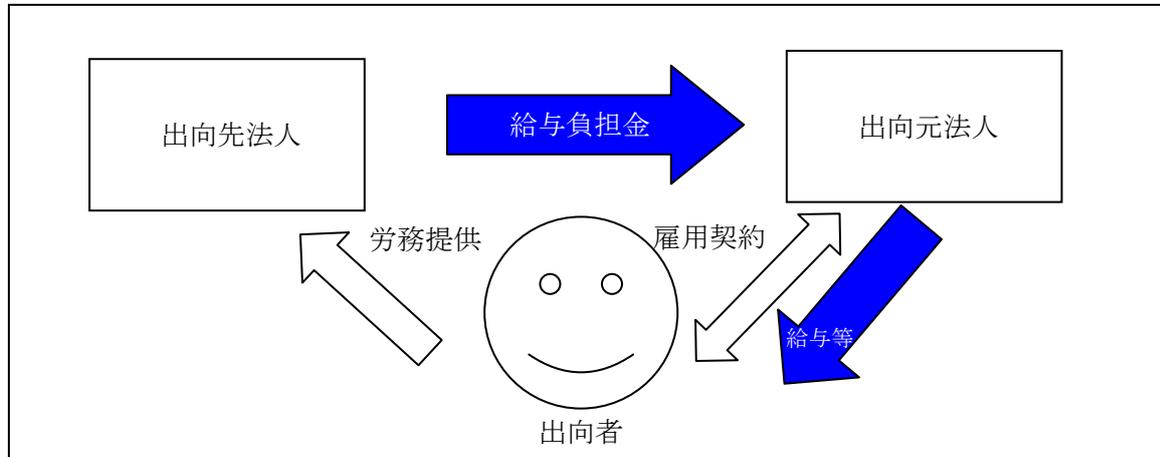
【解説】

ある従業員を他社に出向させる場合、その従業員（出向者）の給与は実際に働く出向先の会社（出向先法人）が負担するのではなく、出向をさせる会社（出向元法人）が負担することもあります。しかし、税務上は、出向者は給与を貰う出向元法人ではなく、出向先法人で働くこととなりますので、原則として出向者が働くことになる出向先法人で給与を負担すべきとされます。

仮に、出向先法人において出向者の給与相当額を負担しなければ、出向先法人は出向者からタダで働いてもらったという利益を受けることとなりますので、出向先法人に対し寄附金課税がな

される場合があるとされています。この点を踏まえ、実務においては、出向先法人は出向元法人に、出向者に係る給与負担金を支払うことが通例です（図 12 参照）。

（図 12）出向と給与負担金



ただし、出向先法人が給与負担金を負担していても、出向先法人が負担する給与負担金の金額と、出向元法人が負担する出向者の給与の金額によっては、以下の通り寄附金課税の問題が生じる場合があります。

1 出向元法人における出向者への給与額 > 出向先法人の給与負担金

給与較差を補てんするために、出向元法人が給与負担金よりも多く給与を支払う場合など、合理的な理由がある場合を除いて、原則として税務上その差額部分は出向元法人において寄附金課税の対象とされます。

2 出向元法人における出向者への給与額 < 出向先法人の給与負担金

出向者に特殊能力があるため、技術指導料を含めて給与負担金を支払う場合など、出向先法人が出向元法人の給与より大きな金額の給与負担金を支払う合理的な理由がある場合を除き、原則として税務上その差額部分は出向先法人において寄附金課税の対象とされます。

合理的な理由があるかどうかなど、判断が難しい場合がありますので、出向がある場合には税理士などの専門家とも相談しながら、寄附金課税の問題が生じるかどうか、慎重に検討する必要があります。